

平成 2 8 年 8 月 2 7 日

習志野市議会議長殿

習志野市秋津 5 - 3 - 4

脇屋 泰一郎

TEL :



32 億円の税金の使い道は？

「JR 津田沼駅南口開発」そのものに反対するものではないが、荒木前市長が行った「南口開発」には多くの問題点が指摘される。荒木市政を受け継いだ宮本泰介市長も荒木前市長の悪政をそのまま引き継ごうとしている。

特に税金の投入方法については、第一中学校用地買戻しや 1 ヘクタールの土地提供など、皮肉で申し訳ないが、よくぞここまで考えついたと唖然とするほどの見事さである。

この南口開発への税金投入方法こそ、平成 9 年の 1 ヘクタール土地購入時から計画された荒木勇市政の集大成であり、この税金投入方法によってあみ出された税負担こそ、市政に対して無関心でものを言わない市民が受ける当然の報いであるのかも知れない。

JR 津田沼駅南口開発の最大の問題点は税金の投入額の巨大さです。一般的に組合施行の開発事業の場合は、補助金はゼロか、多くても 20%程度という自治体がほとんどです。これに対し習志野市の南口開発の場合、表面的な補助金だけでも総事業費 150 億円の 31.5%にのぼります。すなわち国と県の負担額が 23 億 6854 万円、習志野市の負担額が 23 億 5945 万円という金額です。そのほかに特に問題なのは、無理に理由をこじつけて税金を投入することです。これは「JR 津田沼駅南口土地区画整理組合」の理事長が荒木前市長の後援会長、副理事長が選対委員長であることからあみだされた税金投入方法であると疑わざるを得ません。すなわち無理にこじつけた税金投入方法とは、第一中学校用地買戻し資金等 18 億 554 万円、1 ヘクタールの土地代等 31 億 5853 万円を負担することです。これにより習志野市の税金投入額総計は 73 億 2352 万円と巨大な金額となります。一般的に開発事業は大幅な地価上昇が見込めること、特に津田沼駅南口開発地域は農地が宅地に変換されることより地価上昇は確実な地域であれば、税金投入ではなく組合負担で事業を行うのが当然なこととされており、習志野市はこの巨額の税金投入事由を「土地区画事業を組合ではなく習志野市が行った場合、施設整備等に 108 億円かかるのであり、その範囲内での税金投

入は妥当性がある」と説明しております、税金投入が過剰であったのか、組合員の減歩負担が過剰であったのか、どちらかであるということとなります。税金投入が過剰であれば税金投入額を減らすべきであり、組合員の減歩率が過剰であれば減歩率を減らすべきです。この重複部分は何十億円と言う巨額にのぼるのであり、実態解明が是非とも必要です。

開発事業においては一人当たり 3 m²の公園用地を確保することが規定されております。習志野市は公園用地として1ヘクタールの土地を「土地区画整理組合」に提供することとしました。この土地購入総額は31億5853万円であり、「土地区画整理組合」が負担すべきものを、税金で賄おうとするものです。そもそもこの土地は、平成9年の購入時に土地疑惑が発生、百条委員会が設けられましたが、疑惑のキーマンが死亡したことにより事実解明がなされなかったといういわくつきの土地です。もしこの1ヘクタールの土地を開発地域に組み込むのであれば、第一中学校用地買戻しで生じたように、この1ヘクタールの土地についても減歩が必要となるのに、減歩されておられません。このことは1ヘクタールの土地は開発地域に含まれておらず単に「土地区画整理組合」に習志野市が31億5853万円を投じた土地を贈与したということと同じこととなります。なにはともあれ、この多額の税金投入負担は市民にとって全く納得できるものではありません。

つきましては市議会におかれまして下記の諸点を解明していただきたく、地方自治法124条の規定により、上記の通り陳情書を提出いたします。

【解明事項】

1. 1ヘクタールの購入資金32億円を組合に寄付した理由を解明していただきたい。(前回の陳情の際の回答(「開発の呼び水にする」)は公園の開園が異常に遅延したことより理由になりませんので別途何らかの理由が必要です)
2. 1ヘクタールの土地は開発地区に入っているのでしょうか? 開発地区であれば減歩がされないのはなぜなのでしょう? (第一中学校用地買戻の違いについて納得いくご説明を要求いたします)
3. 習志野市にはほかに鷺沼等市街化調整区域があり今後10年間以内に開発に着手するものと思われます。その際組合施行であれば、南口開発と同様に公園用地を寄付するのでしょうか? (公平性の観点から言えば当然寄付することになります) 寄付するのであればその土地の手配する必要があります。鷺沼等市街化調整地域の現状どのような状況かまた公園用地の手配が出来ているのか等を開示願います。

以 上

平成28年3月より国が分別公表を再開した全国及び都道府県単位での「韓国籍の在日朝鮮人数」と「朝鮮籍の在日朝鮮人数」について、市区町村単位でもこれを公表することを求める意見書を国へ提出することを求める陳情(2枚組)

【陳情趣旨】

本日提出した「破壊活動防止法(破防法)」に基づく調査対象団体である『朝鮮総連』及びその構成員が多いとされる『朝鮮籍の在日朝鮮人』によるテロなどを未然に防ぐため、習志野市を含む全国の市区町村に居住する『朝鮮総連関係者及び朝鮮籍の在日朝鮮人』を調査し、その危険性を把握し、必要に応じて監視を強化することなどを国に対し求める意見書の提出を求める陳情」に記した通り「在留外国人統計」は法務省が入国管理法に基づいて在日朝鮮人などについて公表したのですが、全国及び都道府県単位では「韓国籍の朝鮮人」と「朝鮮籍の朝鮮人」を分別しているにも拘らず、市区町村単位では「外国人数上位8か国」についてのみ公表されておりこの結果「韓国籍の朝鮮人」の人数は公表されているものの「朝鮮籍の朝鮮人」については上位8か国に入らないとすることで公表されておられません。

* 法務省に確認したところ公表はしていないが集計はしてあるとのことでした。

最近この「韓国籍の朝鮮人」と「朝鮮籍の朝鮮人」の分別を再開した目的(理由)の最も大きいものの一つには北朝鮮というならず者国家(テロ、拉致、核実験、弾道ミサイル開発、覚醒剤製造、偽札作成、人権完全無視などおよそこの世の悪という悪の殆どすべてに関与している)に盲従している者が多いと言われる朝鮮籍の在日朝鮮人は一体何人居るのか、コアといわれている「朝鮮籍の朝鮮人」は実は激減しているのではないか、その傾向は事実なのかなどを広く国民に知らしめるためであると聞いております。

然るに地域社会の行政末端単位である市区町村についてのみそれを公表しないとするとその目的が完全に達成されたとは言い難くまさに「片手落ち」です。

このような状況なので「破壊活動防止法(破防法)」に基づく調査対象団体である『朝鮮総連』及びその構成員が多いとされる『朝鮮籍の在日朝鮮人』によるテロなどを未然に防ぐため、習志野市を含む全国の市区町村に居住する『朝鮮総連関係者及び朝鮮籍の在日朝鮮人』を調査し、その危険性を把握し、必要に応じて監視を強化することなどを国に対し求める意見書の提出を求める陳情」もその陳情趣旨の一部は推察を記せざるを得ませんでした。

【但し書き及び陳情項目】

・本年3月議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。

* 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

* 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐため)ライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

- * 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。
 - ・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。
 - ・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。
 - ・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。
 - * 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。
- 以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

陳情項目は表題の通りですが補足しますと折角公表を再開した「韓国籍の朝鮮人」と「朝鮮籍の朝鮮人」の分別をその目的を完全に達成するため全国及び都道府県単位と同様に市区町村単位でも「朝鮮籍の朝鮮人」についてこれを公表するよう国へ意見書を提出して頂きたいということです。併せて習志野市には「朝鮮籍の朝鮮人」は一体何人居るのかを過年度推移も含めて広く市民に知らしめるべきである、ということでもあります。

平成28年8月31日

警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-1

緒方直行

習志野市議会議長 木村 孝浩 様



金正恩(きんしょうおん)氏が3代目を世襲した以降、常態化している核実験及び弾道ミサイルの発射(特に最近の潜水艦発射弾道ミサイル)で、わが国は異次元の安全保障環境に置かれるに至った。よって北朝鮮に対する嚴重抗議を習志野市議会でも決議するよう強く求める。(3枚組)

【陳情趣旨】

本年1月6日、北朝鮮は4度目の核実験を行った。続けて2月7日には事実上の弾道ミサイルを発射した。その後、最近に至るまで継続的にミサイルを発射し、国際社会への挑発を続けている。

今回の北朝鮮による核実験及び一連の弾道ミサイルの発射は、核実験に対する強い非難と、核・弾道ミサイル開発に対する深刻な懸念を表明してきた一連の国際連合安全保障理事会決議や、六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反して強行されたものであり、断じて許されるものではない。

習志野市は、昭和57年に、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求める「核兵器廃絶平和都市宣言」を行った県下初の自治体である。

よって、習志野市議会は北朝鮮による今回の核実験及び弾道ミサイルの発射について嚴重に抗議し、これまでの諸合意に従って、速やかに全ての核開発及び弾道ミサイル等の開発を放棄し、朝鮮半島の非核化に取り組むことを北朝鮮に対し強く求めるべきである。

また、国に対しても、国際社会と緊密に連携した外交努力を展開し、断固たる措置を継続的に実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題を初めとした、諸懸案の早急かつ包括的な解決を図り、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるよう強く求めるべきである。

尚、本陳情は平成28年第1回千葉市議会で共産党を含め全会一致で決議された「決議文」をベースにしていること、また沖縄県那覇市議会が本年2月の定例会本会議で、北朝鮮の核実験と弾道ミサイル発射に対する抗議決議と日本政府に断固たる対処を求める意見書を全会一致で可決、さらに同時期に東京都中央区議会、同杉並区議会、同豊島区議会、同練馬区議会、埼玉県川越市議会、同三郷市議会、大阪府摂津市議会、同泉大津市議会、同高石市議会、同岸和田市議会、北海道札幌市議会、宮城県仙台市議会、鳥取県境港市議会など全国の自治体が続々と同趣旨の決議文や抗議文、意見書などを発出していることを申し添える。

前議会に上記趣旨の陳情を提出したものの結果は賛成少数(賛成13、反対16)で不採択とされたが以後事態は決定的に悪化している。主な事象を2点記す。

- ・本年8月3日に発射したミサイルは約1000km飛翔し、秋田県男鹿半島沖約250kmのわが国の排他的経済水域に歴史上初めて弾着。
- ・さらに同年同月24日には潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を発射しこれは約500km飛翔し、わが国の防空識別圏に歴史上初めて弾着。

これ等2点に関し国内外の専門家からは北朝鮮のミサイル技術は急速かつ着実に進化していること、燃料量や発射角を調整すれば倍近い飛距離を得る可能性が高いことなどが指摘されている。

また、現状わが国のミサイル防衛は固定式発射台から発射されたものへの対抗を想定しており、以前の陳情で私も指摘したが移動式発射台(車両など)や特に SLBM ともなるといつどこから発射されるのかこれを探知することは非常に難しくなり、今まさに異次元の安全保障環境に突入したと言える。これを秋田県沖で起きたことで習志野市にはあまり関係がないと考えるのは愚の骨頂である。わが国は四方を海に囲まれているのである。

当然ながら東北日本海側の道県や市町村を中心に全国の多くの自治体の 8~10 月議会で北朝鮮に対する抗議・非難決議が続出するのは必至である。

本市の前議会の会議録を確認したところ「ならず者には何を言っても無駄」、「この問題(≒外交)は国連や国の専権事項」というような趣旨の意見が散見されるが、8 月 3 日、24 日の事象を前にこのような悠長な意見こそがまったく以って無意味になったのである。ならず者の代表格はわが国で言えば反社会的勢力たる暴力団だが、これを排除するために国民一丸となっている現状がある。決して放置などしていない。国連を見れば北朝鮮の事実上の宗主国とも言える中国が安全保障理事会常任理事国である。わが国や米国などが望む北朝鮮への最大限に厳しい制裁・決議・声明などは期待できない。事実本日現在、報道機関向けの声明しか発出していない。

そこで国連や国などとは違い公式は勿論、非公式でも朝鮮総連を含む北朝鮮との折衝が殆どない全国の市区町村議会でこそ同様の決議がなされるべきである。事実として上記の通り既に全国の多くの市区議会に於いて決議などがなされてもいる。全国のひとつでも多くの自治体の議会が抗議文などを発出することにより(これら草の根の意見が)上部組織である都道府県議会、国会・政府などへも影響を与える可能性は十分にあらう。

本年 1 月 6 日付習志野市長名で北朝鮮への抗議文を発出している事実もあるが、これこそ二元代表制の関連である。市議会は静観では「片手落ち」の誹りは免れない。

【但し書き及び陳情項目】

- ・本年 3 月議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。
- * 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。
- * 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)
また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。
- * 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。
- ・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね 300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。
- ・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

* 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

陳情項目は表題に記した通りだが補足すると本陳情提出後、本会議で採決されるその時までには北朝鮮がさらなるミサイル発射や核実験などの挑発を行った場合はわが国への悪影響度もさらに加味して採決されるよう求める。

平成28年8月31日

警視拔刀隊の会

習志野市鷺沼台4-7-7

緒方直行

習志野市議会議長 木村 孝浩 様



就学援助の制度拡充を求める請願

紹介議員

宮内一夫

入沢俊行

藤崎ちさこ

立崎誠一

荒原ちえみ

谷岡 隆



就学援助の制度拡充を求める請願

新日本婦人の会は、女性の要求実現と子どもの幸せ、平和と暮らしの向上めざし、全国で運動している国連 NGO の女性団体です。私たちは憲法第 26 条の「義務教育は無償とする」の完全無償化を求めて長年運動してきました。

いま、17 歳以下の子どもの貧困率は 16.3% と過去最悪で、大きな社会問題となっています。厚労省の調査でもひとり親世帯の貧困率は 54.6% と突出しており、2013 年から 10 万世帯以上増加しています。また、生活保護費以下の収入でくらす子育て世帯が過去 20 年で倍増し、39 都道府県で子育て世帯の 10% 以上が貧困状態にあるなど、子どもの貧困が全国的に深刻化していることが山形大学の戸室准教授の研究で明らかになっています。

このようななか近年、就学援助を希望する世帯が増えています。制服代や体操服など、入学準備に数万円もの出費が家計を圧迫し、入学式に制服が用意できなかった子どもが式を欠席する事態も生まれています。（「西日本新聞」報道）「せめて入学準備金は入学前に支給してほしい」との切実な声に応え、3 月支給に前倒しする自治体もこの間、各地で増えています。

どの子もお金の心配をせずに学べるよう、憲法が保障する「義務教育は無償」を文字通り実現するためにも、就学援助制度のさらなる拡充を求めて、下記のことを強く要請します。

《請願項目》

- 1、就学援助制度の周知を進めるとともに、教職員向け研修を実施してください。
- 1、就学援助制度について毎年全員に知らせるとともに、受給希望の有無調査を行ってください。
その上で、希望する人には申請書を配布してください。
- 1、入学準備金の支給を入学前の 3 月に支給してください。
- 1、就学援助金の年度初めの支給日を 7 月でなく、早い時期に支給するようにしてください。
- 1、入学準備金や学用品などの額についても実態に見合った額に増額してください。
- 1、就学援助の認定基準は生活保護基準切り下げに連動せず、認定率を引き上げてください。
- 1、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費の支給を実施してください。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願いたします。

2016 年 8 月 22 日

習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

提出者 住所 習志野市秋津 3-2-8-5
新日本婦人の会 習志野支部 支部長
氏名 沖山 慎子